

研修動画集

主任介護支援専門員連絡会協力員 編集

業務継続計画（BCP）、感染症対策、高齢者虐待について

I. 業務継続計画に記載する項目

①感染症に係る業務継続計画

- イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ロ 初動対応
- ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

②災害に係る業務継続計画

- イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ハ 他施設及び地域との連携

II. 項目別 研修・訓練・委員会の内容

報酬改定より	指針	研修内容	訓練（シミュレーション）	委員会	備考
感染症BCP		<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の具体的内容を職員間に共有する。 ・平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認。 ・感染症が発生した場合に実践するケアの演習を実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・研修は年1回以上。感染症対策の研修と一体的に実施することも差し支えない。 ・訓練は年1回以上
災害BCP		<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の具体的内容を職員間に共有する。 ・平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認。 ・災害が発生した場合に実践するケアの演習を実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・研修は年1回以上 ・訓練は年1回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。 ・指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染症対策をした上でのケアの演習などを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。他のサービス事業所との連携等により行うことも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は年1回以上。感染症BCPの研修と一体的に実施することも差し支えない。 ・訓練は年1回以上。 ・委員会は6か月に1回以上。専任の担当者を置く必要がある。一人ケアマネの場合は委員会を設置しなくても可
高齢者虐待	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。 ・サービス事業所等における指針に基づき、虐待防止の徹底を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。他のサービス事業所との連携等により行うことも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は年1回以上（東京都、市主催研修で可） ・委員会は定期的に開催することが必要。専任の担当者を置くことが必要。事業所の規模に関わらず委員会の設置、開催は義務となっている
身体拘束等の適正化 *短期入所系サービス及び多機能系サービスのみ	必要	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援の運営基準以下を規定する。 ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者		ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会や研修への参加			特定事業所加算算定要件 左記以外に他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
-----------------------------------	--	--	--	--	---

介護サービス情報の公表より	指針	研修内容	訓練（シミュレーション）	委員会	備考
認知症	マニュアル必要	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修の実施記録がある。			認知症の特性に応じたサービスを提供するため、認知症の方へのケアの質を確保する仕組みの有無を問う項目である。その仕組みが確認できるものとして、 日常的な配慮や接し方等が記載された従業者向けのマニュアル等の有無
身体的拘束等の廃止のための取組	必要	○従業者だけでなく、管理者も身体的拘束等の廃止のための取組に関する研修を受講した記録の有無			身体的拘束等の廃止に向けた取組を実施していることの有無を問う項目である。○事業所の理念や方針として、身体的拘束等の廃止の取組を記載した文書の有無 ○身体的拘束等の廃止のための取組に関するマニュアル等の有無
倫理及び法令遵守	倫理規定必要	従業者を対象にした、倫理及び法令遵守に関する研修の実施記録の有無			適切な事業運営を確保するため、事業所としての倫理を従業者が共有できるよう明文化していることの有無を問う項目である。その明文化していることが確認できる文書（倫理規定や職員心得等）の有無を記載する。

実地検査指導事項	指針	研修内容	訓練（シミュレーション）	委員会	備考
セクハラ及びパワハラ	必要				セクハラ及びパワハラを防止するための方針の明確化（周知・啓発、相談）の必要な措置を講じているか。

Ⅲ. 感染症対策の指針 ～ 平常時の対策及び発生時の対応を規定する

①平常時の対策

- ・事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）

②発生時の対応

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等
- ・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく

*それぞれの項目の記載内容の例については「介護現場における感染対策の手引き」を参照する。

Ⅳ. 虐待防止検討委員会で検討すること

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

Ⅴ. 虐待の防止のための指針

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

VI. 令和6年度介護報酬改定に係るQ&Aについて * 令和6年7月29日 八介連HP参照

(令和6年度介護報酬改定に際し当会にて受け付けた質問事項に対して、八王子市からの回答をまとめたもの)

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入について

①「感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合減算の対象になる」

となっていますが「必要な措置」とは具体的にどのようなことを指しますか？

⇒策定した業務継続計画を有事の際に実際に活用できるよう、あらかじめ準備しておくことが求められる。

具体的には

- ・各担当者をあらかじめ決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）
- ・連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ・必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ・上記を組織で共有すること
- ・定期的に計画を見直す
- ・必要な研修及び訓練（シミュレーション）の実施等 が考えられる。

なお、各事業所で作成している業務継続計画に内容によって「必要な措置の具体的な取組」は異なる。

そのため、ご自身の事業所の業務継続計画の内容を確認いただきたい。

②「感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、減算の対象となる。

ただし、業務継続計画の周知・研修・訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は業務継続計画未策定減算の算定要件にはない」とあるが、業務継続計画の中で研修・訓練及び定期的な見直しを謳っていた場合、行っていなければ必要な措置を講じていないとみなされ、減算の対象になるという解釈でよいのか。

⇒お見込みのとおり。

研修動画

高齢者虐待

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①これって虐待？事例から学ぶ判断方法(養護者編1) https://bit.ly/3XEzRd5						
②これって虐待？事例から学ぶ判断方法(養護者編2) https://bit.ly/3zzJvpg						
③共依存ケースの高齢者虐待1 https://bit.ly/3MWkkOK						
④共依存ケースの高齢者虐待2 https://bit.ly/3TLwekf						
⑤【🎵 アンガーマネジメント研修 🎵】《職場研修動画♪》 https://bit.ly/3D93ZXH						

研修動画

身体拘束

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 身体拘束・虐待のグレーゾーン https://bit.ly/47HLKTV						
② (在宅)虐待・身体拘束防止研修 https://bit.ly/3MXpVGn						
③ (在宅)自宅での身体拘束の注意点 (前編) https://x.gd/wa71QZ						
④ (在宅)自宅での身体拘束の注意 点(後編) https://bit.ly/43e1cac						
⑤ 第1回身体拘束～身体拘束の現 状～(2015年) https://bit.ly/4kgXPFG						

研修動画

認知症

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<p>①【10分】認知症ケアに関する研修 BPSDへのアプローチに視点をおいた認知症ケア</p> <p>https://bit.ly/4kjrAFW</p>						
<p>②必ずよくなる『認知症』名医が こっそり教える！アルツハイマー 型、レビー小体型認知症の治し方</p> <p>https://bit.ly/43gExtY</p>						
<p>③レビー小体型認知症 介護者視点で基礎知識と経過に 合わせた向き合い方や症状の対策 を説明</p> <p>https://bit.ly/3EX2yfy</p>						
<p>④前頭側頭型認知症を知ってます か？ 父を8年間介護した経験から</p> <p>https://bit.ly/43ebPKn</p>						
<p>⑤若年性認知症の人だけがする行 動と予防法</p> <p>https://bit.ly/3Dm3J7H</p>						

研修動画

認知症

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
©認知症の本人の声PROJECT (大城勝史) https://bit.ly/4hgVGY1						

研修動画

災害BCP 災害研修

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地震について ①【東京崩壊】首都直下地震発生するとどうなるか https://bit.ly/3Xk4Mfi						
②多摩地域 災害危険地域TOP14 https://bit.ly/4kgZpHC						
家庭の防災 ③大地震が来たら思わずやっているその行動に潜む危険 https://bit.ly/4ifhzYs						
④災害 その時を生きのびるために ～風水害編～ https://x.gd/ISpzA						

研修動画

災害BCP 災害訓練(机上訓練)

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①内閣府 防災シュミレーター https://bit.ly/41Docxd						
②居宅介護支援事業所！安否確認 BCPシミュレーション訓練！ https://bit.ly/4gYkuDN						

研修動画

感染症BCP 感染症研修

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①感染対策の基本 https://bit.ly/3QXjKEB						
②消毒清掃動画 https://bit.ly/41ysff6						
③汚物処理動画 https://bit.ly/4ijmUOh						
④感染症BCP作成動画 https://bit.ly/3Xnpta6		BCP未完成事業所向け				
⑤「介護事業者における業務継続計画(BCP)について」 https://bit.ly/3DgNF7k		BCP未完成事業所向け				

研修動画

感染症の予防及びまん延防止

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①手指衛生 日本環境感染学会より https://bit.ly/4i20m4U						
②感染症研修「感染症対策ガイドブック」 https://bit.ly/4haxo1A						
③手洗いは人類を救う【介護職員向け感染症対策研修】 https://bit.ly/41E2OZK						
④介護職員のためのそうだったのか！感染対策！ https://x.gd/xW3jg						
⑤(全体)介護・障害共通「感染症の予防まん延防止」の対策 https://x.gd/E40cz						

研修動画

倫理及び法令順守

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①倫理及び法令遵守に関する研修 https://bit.ly/4bklsld						
②【5分でOK】倫理及び法令遵守に関する研修～法令遵守編～ https://bit.ly/43jfaYp						
③【30分で解説】相談援助職の職業倫理について https://bit.ly/4bvsNWz						
④【届かない行政支援】身寄りのない認知症や障害がある高齢者がコロナに感染したら…無報酬で支えるケアマネージャーに密着 https://x.gd/Knhs3						
⑤【解説人語】家族の代わりに葬儀も 身寄りなき高齢者のための「身元保証業」とは https://x.gd/oo1GV						

研修動画

倫理及び法令順守

タイトル・URL	QRコード	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<p>⑥【深刻】”年齢”が理由で家を借りられない… 高齢者の居住問題と支援の現状 『every.特集』</p> <p>https://bit.ly/4hYsuWR</p>						
<p>⑦(ケアマネ)ご利用者宅のゴミ屋敷問題</p> <p>https://bit.ly/41eBsbe</p>						
<p>⑧【高齢化の先にある日本の姿】「孤独死」「火葬待ち」「無縁遺骨」…“多死社会”が抱える現実【ウラドリ】</p> <p>https://bit.ly/4kmlfrV</p>						